

## 滋賀県未熟児養育医療費県費負担金交付要綱

### (趣旨)

第1条 滋賀県未熟児養育医療費県費負担金の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この交付要綱に定めるところによる。

### (交付の対象)

第2条 この負担金は、母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）第20条の規定による医療（以下「養育医療」という。）の支給に要する費用を交付の対象とする。

### (交付額の算定方法)

第3条 この負担金の交付額は、別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、その少ない方の額を選定し、その額から「未熟児養育医療費等の国庫負担について（平成30年11月8日厚生労働省発子1108第2号）」別紙の5に定める徴収基準額を控除した額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

### (交付の条件)

第4条 規則第5条に規定する交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) この負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

### (交付の申請)

第5条 規則第3条に規定する交付の申請は、別紙様式1による交付申請書を毎年度知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

### (変更申請手続)

第6条 この負担金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式2による変更交付申請書を3月15日までに知事に提出して行うものとする。

### (交付決定等)

第7条 負担金の交付の申請または変更交付の申請があったときは、知事は原則15日以内に交付の

決定または変更交付の決定を行うものとする。

(実績報告)

第 8 条 規則第 12 条に規定する実績報告は、別紙様式 3-1（変更交付の申請があったときは別紙様式 3-2）による報告書を翌年度の 4 月 30 日までに知事に提出するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 9 条 負担金の交付を受けようとする者または交付決定者は、第 5 条の規定に基づく交付の申請、第 6 条の規定に基づく変更申請手続または第 8 条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、滋賀県未熟児養育医療費県費負担金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 25 年 9 月 3 日から施行し、平成 25 年度の負担金交付から適用する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 9 月 4 日から施行し、平成 26 年度の負担金交付から適用する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 25 日から施行し、平成 27 年度の負担金交付から適用する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 27 日から施行し、平成 28 年度の負担金交付から適用する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 18 日から施行し、平成 30 年度の負担金交付から適用する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 14 日から施行し、平成 30 年 7 月 1 日の負担金交付から適用する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 21 日から施行し、令和 2 年度の負担金交付から適用する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 31 日から施行し、令和 3 年度の負担金交付から適用する。

(別表)

1 基準額	2 対象経費	3 負担率
法第 20 条に係る医療（養育医療）の額から医療保険各法による負担額を控除して得た額	養育医療に必要な委託料、負担金、補助および交付金、扶助費	1 / 4